様式第１号

　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金交付申請書

第　　　号

　年　月　日

　（宛先）

　　　埼玉県知事

市町村長

　下記により、標記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）第４条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

１　補助対象事業名

２　交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

３　補助対象事業の目的及び内容等

　　別紙１のとおり

４　補助対象事業の経費等

　　別紙２のとおり

５　添付する書類

　　別に定める書類

様式第１号 別紙１

内方線付き点状ブロック整備事業費調書

市町村名：

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業名 |  |
| 事業実施場所 |  　　　　 線　　　　駅　　　　番ホーム |  |
| 現況 |  |
| 事業目的 |  |
| 事業内容 |  |
| 事業期間 | 　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 予算措置状況 |  |
| 鉄道事業者との調整状況 |  |
|  担当課名〔　　　　　〕担当係名〔　　　　　〕担当者名〔　　　　　〕 |
|  ＴＥＬ〔　　－　　－　　　(内)　　〕ＦＡＸ〔　　－　　－　　　〕 |
|  E-Mail〔 〕 |

様式第２号

 年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金交付決定通知書

　　第　　　号

　年　月　日

　　　　　市町村長　　様

　　埼玉県知事　　　　　　（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で申請のあった、　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　補助対象事業名

２　交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

３　支払方法　　精算払

４　条　　　件

（１）補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の承認を受けること。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けること。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（４）市町村は、事業を実施する鉄道事業者に対して補助金を交付する場合は、次の条件を付すこと。

　　ア　鉄道事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、鉄道事業者が補助金の全部に相当する額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を市町村に納付した場合はこの限りでない。

　　イ　鉄道事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第３号

　　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金

変更（中止・廃止）承認申請書

第　　　号

　年　月　日

　（宛先）

　　　埼玉県知事

市町村長

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので承認を申請します。

記

１　補助対象事業名

２　変更等の理由

３　変更の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　　訳 | 変更前　交付決定額 | 変更後　交付申請額 |  |
|  | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 合　　計 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |

　　経費の内訳については別紙のとおり

　　（注）中止・廃止の場合は、３について記入を要しない。

４　添付する書類

　　事業者との変更契約等、参考となる書類

様式第４号

　　　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金実績報告書

第　　　号

　　年　月　日

　（宛先）

　　　埼玉県知事

市町村長

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）第１３条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

１　補助対象事業名

２　交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

３　補助対象事業の内容

４　補助対象事業の実施期間

　　着　　手　　　　　　年　　月　　日

　　完　　了　　　　　　年　　月　　日

５　補助対象事業に要した経費の精算に関する事項

　　別紙のとおり

６　添付する書類

別に定める書類

様式第５号

　　　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金交付額確定通知書

　第　　　号

　年　月　日

　　　　　市町村長　　様

埼玉県知事　　　　　　　（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で補助金の交付決定の通知をした　　　　年度埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金については、　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で提出のあった実績報告書等に基づき、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助対象事業名

２　交付確定額　　金　　　　　　　　　　円

様式第６号

財産処分承認申請書

第　　　号

　年　月　日

　（宛先）

　　　埼玉県知事

市町村長

　埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費により取得した財産を下記のとおり処分したいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）第１９条の規定により承認されるよう申請します。

記

１　補助対象事業名

２　補助金額　　金　　　　　　　　　　円

３　処分する財産

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 路線名／駅名 | 番線（ホーム） | 取得年月日 | 取得金額 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４　処分の内容

５　処分の理由

６　処分後の事業計画